

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2023年12月号 (Vol.10)

### 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査／ インド競争当局による取引価格の閾値に関するガイダンスを盛り 込んだ合併規則案の公表

I. 使用済みペットボトルのリサイクルに係る 取引に関する実態調査	森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤田 知也 TEL. 03 6266 8575 <a href="mailto:tomoya.fujita@mhm-global.com">tomoya.fujita@mhm-global.com</a>
II. インド競争当局による取引価格の閾値に関する ガイダンスを盛り込んだ合併規則案の公表	弁護士 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 <a href="mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com">yusuke.takamiya@mhm-global.com</a> 弁護士 筑井 翔太 TEL. 03 6212 8394 <a href="mailto:shota.tsukui@mhm-global.com">shota.tsukui@mhm-global.com</a> 弁護士 塩崎 耕平 TEL. 03 5293 4860 <a href="mailto:kohei.shiozaki@mhm-global.com">kohei.shiozaki@mhm-global.com</a> 弁護士 島田 真志 TEL. 03 6212 8382 <a href="mailto:masayuki.shimada@mhm-global.com">masayuki.shimada@mhm-global.com</a> 弁護士 高津 洸至 TEL. 03 6266 8525 <a href="mailto:koshi.takatsu@mhm-global.com">koshi.takatsu@mhm-global.com</a>

#### I. 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査

(高宮、筑井、島田)

##### 1. はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、令和5年10月16日、「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」（以下「本報告書」といいます。）を公表しました<sup>1</sup>。本報告書では、同年3月に公表された「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」といいます。）<sup>2</sup>において実現が目指されているグリーン社会の実現への後押しを目的として実施された使用済みペットボトルのリサイクルに関する取引の実態調査の結果が取りまとめられるとともに、独占禁止法上及び競争政策上の考え方が示されています。

本報告書においては、ペットボトル（特に使用済みペットボトル）の製造工程から

<sup>1</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231016\\_pressrelease\\_petbottle2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231016_pressrelease_petbottle2.pdf)

<sup>2</sup> グリーンガイドラインの概要等については、同ニュースレターの2023年5月号（Vol.4）（<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067589/20230526-034925.pdf>）をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

リサイクルに至るまでの商流をはじめとする前提知識を説明したうえで（第 2、第 3）、リサイクルに係る各主体の活動及び取組（第 4）、取引の現状及び取引慣行等（第 5）の説明、並びに公正な競争の促進の観点からの実務上の対応等を説明しています（第 6）。

公取委は、平成 13 年 6 月に「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」（以下「リサイクルガイドライン」といいます。）<sup>3</sup>を公表し、リサイクル等に対する事業者の共同の取組について独占禁止法上の考え方を明らかにしました。これに加え、公取委は、令和 5 年 3 月、脱炭素の観点から上記のとおりグリーンガイドラインを公表しています<sup>4</sup>。近年、公取委は事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を積極的な後押しを行う姿勢であることが伺われ、その射程にはリサイクルに関する試みも含まれていると考えられます<sup>5</sup>。本報告書もこれらのガイドラインと同様の観点から作成されたものといえます。

本報告書は、主に使用済みペットボトルのリサイクルなどの廃棄物の再商品化に携わる事業者や、ペットボトルを利用する飲料品製造業等に取り組む事業者にとって、今後の事業展開を考えるうえで非常に重要な内容が含まれています。

本稿においては、本報告書第 6（公正な競争の促進の観点からの実務上の対応等）における重要な論点をご紹介するとともに、リサイクルガイドライン及びグリーンガイドラインとの関係等を検討し、今後の実務における留意点をご紹介いたします。

## 2. 使用済みペットボトルのリサイクル

### （1）使用済みペットボトルの概要

使用済みペットボトルは、家庭から排出される一般廃棄物と、事業者等から排出される産業廃棄物に大別されます。このうち、一般廃棄物として排出されるペットボトルについては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」といいます。）上、再商品化義務が定められています。

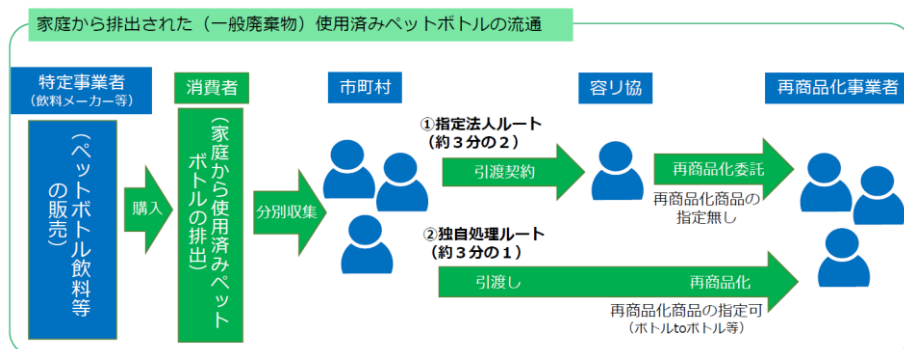
市町村が分別収集し、再商品化事業者が再商品化する一般廃棄物としての使用済みペットボトルが、市町村から再商品化事業者に対して引き渡される方法には、下図の 2 つのルートが存在します。

<sup>3</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/risaikuru.html>

<sup>4</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331/bessi1.pdf>

<sup>5</sup> グリーンガイドラインの想定例 2 や想定例 25 では、リサイクルに関連した取組で独占禁止法上問題とならない行為の想定例が示されています。

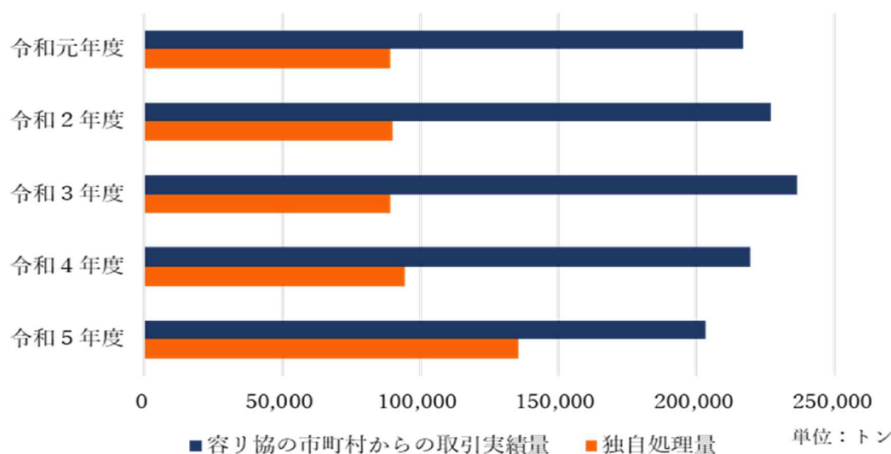
ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER



（「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書（概要）」4ページより引用）

具体的には、①市町村が容リ法上の「指定法人」である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会<sup>6</sup>（以下「容リ協」といいます。）との間で単年度契約を締結し、入札により選定された再商品化事業者に引き渡すという方法（以下「指定法人ルート」といいます。）及び②市町村が指定法人を経由せずに再商品化事業者に引き渡す方法（以下「独自処理ルート」といいます。）の2種類が存在します。従来は指定法人ルートが全体の3分の2程度を占めていたものの、容リ法上はいずれの方法によることも許容されており、近年は独自処理ルートでの処理量が増加しています（直近5年間の比較につき下記参照）。

図表9：指定法人ルートと独自処理の比較<sup>23</sup>



（本報告書15ページより引用）

(2) 入札価格

指定法人制度の入札における入札価格は、正と負いずれの場合もあります。

正の値となる場合には、市町村と特定事業者が分担する形で指定法人に金員を支

<sup>6</sup> 現在、容リ法21条1項に基づき指定法人として指定されているのは容リ協のみとなっています ([https://www.env.go.jp/recycle/yoki/dd\\_3\\_docdata/docdata\\_01.html](https://www.env.go.jp/recycle/yoki/dd_3_docdata/docdata_01.html))。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

払い、容り協から再商品化事業者に対し再商品化委託料が支払われます（「逆有償」）。他方で、負の値となる場合には、再商品化事業者が容り協に委託額を支払い、それを市町村に拠出することになります（「有償」）。近時は、ペットボトルの資源価値が上昇していることから、容り協の入札では、一部の離島の遠隔地等を除く多くの場合において有償で取引されています。

### （3）近年のリサイクルの取組

本報告書では、市町村において、住民に対する啓発や住民における環境意識の向上を目的として、使用済みペットボトルの販売先を決定する際に、ペットボトルをリサイクルして再びペットボトルとして使用する循環型リサイクルシステムである、「ボトル to ボトル」のリサイクルを条件とする近年の動きについても紹介されています<sup>7</sup>。

飲料メーカーにおいても、同様に市町村等との協働でボトル to ボトルの取組を実施する動きがみられるほか、使用済みペットボトルの排出事業者の中にも、飲料メーカーや再商品化事業者と共同でボトル to ボトルの取組を実施する動きがあるところ

です。もっとも、指定法人制度の入札において、再商品化後の用途に係る条件は設けられておらず、上記のような市町村及び飲料メーカーのニーズと合致していない、との指摘もなされております（下記 3.（2））。

## 3. 公正な競争の促進との関係

### （1）容り協による文書送付

#### ア 事案の概要

容り協は、令和 3 年 10 月、全国清涼飲料連合会（以下「全清飲」といいます。）に対し、飲料メーカーがボトル to ボトルを協同して推進するために市町村と協定を締結し、容り協を通さずに再商品化を行う取組について、「容り法の方針（精神）に沿っていない」等とし、全清飲において適切な対応を希望する旨の文書（以下「本件文書」といいます。）を送付しました。

そして、本件文書を踏まえ、全清飲内の委員会において、指定法人ルートで引き渡している使用済みペットボトルに関し、全清飲の構成事業者たる飲料メーカーは、以下の事項等を合意しました<sup>8</sup>（以下「本件合意」といいます。）。

- ① 市町村に対し、独自処理を行うように働きかけない。

<sup>7</sup> 実際に市町村が飲料メーカー等と協定を締結している事例として神奈川県箱根町（令和 4 年 7 月）及び埼玉県吉見町（令和 4 年 4 月）が、市町村が飲料メーカー及び再商品化事業者と協定を締結している事例として兵庫県姫路市（令和 3 年 8 月）が、市町村がボトル to ボトルの実施を条件とする一般競争入札を実施している事例として東京都港区（令和 4 年から）が、それぞれ挙げられています。

<sup>8</sup> その後、全清飲は、②について、市町村自らが翌年度から独自処理ルートに切り替えることを意思表示し、飲料メーカー側に連絡してきた場合には、直ちに断る必要はないものの、案件が具体化する段階で全清飲に報告・共有することを合意しています。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

- ② 市町村から飲料メーカーに対して独自処理の取組を行いたい旨の申し出があった場合には、これを見送る。また、断りづらい場合には飲料メーカーからの要望があれば全清飲も同席する。
- ③ ②の場合において、どうしても断れない場合には、その理由や断った場合のリスクを明確にし、全清飲に報告・共有する。

## イ 本件文書について

市町村に対するヒアリング調査によれば、本件文書に関連した容り協の動きについて、下記のような意見が寄せられました。

- ✓ 容り協の入札の利用を取りやめ、新たに独自処理ルートでの引渡しを開始した市町村を訪問するなどしてその理由を確認している。
- ✓ 上記確認と併せて、容り法制度の基本方針に関して、指定法人への円滑な引渡しを要するとされている旨のみ説明があり、独自処理ルートが不適切であるとの誤解を生じさせ得ると感じた。
- ✓ 独自処理ルートに移行した場合には、再度指定法人ルートに戻ることは簡単ではない、という説明がなされた。

上記2.(1)のとおり、一般廃棄物である使用済みペットボトルの約3分の2は容り協の入札で再商品化されています。このような状況のもと、容り協が基本方針の規定等を市町村や飲料メーカー等に提示したり、容り協の入札を活用するよう働きかけたりすること自体には、独占禁止法及び競争政策上の問題はないとされています。

他方、容り法上問題ない態様での独自処理を行うことについて市町村に対し躊躇させる効果を生じさせたり、飲料メーカー等に対して市町村との協定の締結等に関与することを制限する効果を生じさせたりする場合には、独占禁止法及び競争政策上の問題を生じさせる可能性があると考えられています。

実際に本件でも、上記のヒアリング結果からすれば、容り法の制度に関する誤解を生じさせないよう留意することが望ましいとされており、公取委はかかる考え方を容り協に対して伝達しています<sup>9</sup>。

## ウ 本件合意について

飲料メーカーによるペットボトルの調達手法は、各事業者の重要な競争手段に関する事項であって、各事業者の自主的な判断で決定されるべきものとされています。本報告書では、本件合意の影響を具体的に評価したものではないとしつつ、その後の独自処理等に関する状況次第では、本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限し（独占禁止法8条1号）、又は構成事業者たる飲料メーカーの事業活動を不当に制限する（独占禁止法8条4号）ものとして、独占禁止法上問題となるお

<sup>9</sup> 令和5年10月16日、容り協は、本報告書を受けて見解を発表しています（<https://www.icpra.or.jp/news/tabid/101/index.php?Itemid=2211>）。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

それがあるとされています<sup>10</sup>。

なお、リサイクルガイドライン第 1.2(1)においても、「リサイクル・システムの構築は、リサイクル市場を創出し、リサイクル市場において新たに取引機会を拡大するものであることから、通常は、リサイクル市場における競争を制限するおそれは小さく、独占禁止法上問題となる可能性は低い。但し、多数の事業者が共同でリサイクル・システムを構築することにより、既存のリサイクル事業者（廃棄物の回収・運搬業者、再資源化業者等）の事業活動が困難となり、又は他の事業者がリサイクル市場へ参入することが困難となることにより、リサイクル市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占又は不当な取引制限に該当する」とされており、基本的な考え方は本報告書においても踏襲されていると考えられます。

## (2) 容り協における入札

上記 2. (1) のとおり、容り協は、使用済みペットボトルを市町村から再商品化事業者へ引き渡すにあたり入札を実施しています。

市町村及び再商品化事業者に対するヒアリングの結果、容り協の入札制度のメリットとして、過疎地や離島であっても過度な負担なくリサイクルを行える一方で、使用用途の指定ができないため、ボトル to ボトルの取組みが実現できないことを理由に指定法人ルートを避ける市町村や、必要な設備投資が進まず参入等ができていない再商品化事業者が存在する可能性があることにかんがみれば、指定法人制度の利点が最大限に発揮されていないおそれがあるとされています。

また、市町村は、随意契約により契約を締結することが多いものの、一般に随意契約よりも一般競争入札による方が競争は活発化しやすいと考えられていることから、これらの者が容り協の入札に参加することで、容り協の入札に参加する市町村及び再商品化事業者の多様化及びより一層競争が機能すると考えられます。

上記を踏まえて、容り協及び市町村は、入札制度について不断の検討を行うことが望ましいとされています。

## (3) 産業廃棄物たる使用済みペットボトルのリサイクルの促進

一般に、財の価格がマイナスである場合、すなわち廃棄に費用を要する場合には、その財を排出する者にとっては、投棄等が経済合理的な行動である一方、財の価格がプラスである場合には、有価物である資源として売却することが経済合理的な行動といえるため、後者のように材の価値がプラスになれば、規制によらずともリサイクルが推進されていくこととなります。

使用済みペットボトルについてみると、その収集や中間処理に要する費用を考慮してもプラスの価値を有する場合には、市場の自浄作用としてリサイクルの推進が期待できます。

<sup>10</sup> 公取委がかかる考え方を全清飲に伝えたところ、全清飲は令和 5 年 9 月に本件合意を破棄しています。もっとも、公取委は全清飲に対し、自主的な点検や改善、その結果等の速やかな報告等を要請しています。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

すなわち、使用済みペットボトルの需要が増加すれば、再商品化事業者等と排出事業者の双方にとって、より多くの、より質の高い産業廃棄物である使用済みペットボトルをリサイクル市場に提供するインセンティブが増加することとなり、リサイクルされる使用済みペットボトルが増加することでグリーン社会の実現に近づくことが可能になります。

#### (4) 更なるリサイクルに向けた使用済みペットボトルの排出

使用済みペットボトルのリサイクル市場において競争が活発に行われるためには、同市場が多く市場参加者を引き付ける魅力的な市場である必要があり、供給される商品が良質かつ安価であればあるほど、より多くの需要を集めるとされています。

そして、再商品化事業者向けの書面調査によれば、再生ペット樹脂（ペットボトルの原料）の製造コストに与える影響が最も大きいのは、キャップやラベル、飲み残し等の異物の残存や汚れの程度とのことです。

従って、本報告書では、一人一人の消費者がペットボトルの資源としての価値を理解し、飲み残しをしない、別の廃棄物等と混ぜない、キャップやラベルを外す、といった、再生ペットボトルの資源としての価値を高める方法での排出が重要とされています。

## 4. まとめ

以上のとおり、本報告書において、公取委は、グリーン社会の実現の後押しを目的（本報告書2ページ）として、使用済みペットボトルのリサイクル制度の概要の説明、容器協による本件文書の送付や全清飲による本件合意、及び容器協による入札制度等について、独占禁止法上の考え方を示しています。

使用済みペットボトルのリサイクルは、今後の経済社会において重要な目標と位置付けられているグリーン社会の実現において大きな役割を担うと考えられますので、リサイクル対象となる製品の製造・販売等に関与される事業者は、本報告書の内容を踏まえ、自社の事業活動が独占禁止法上問題とされないよう留意しつつ、今後の公取委の動向にも十分な注意を払うことが望まれます。

本報告書の発表からも見られるとおり、公取委は、近年グリーン社会の実現に向けた取組に特に力を入れています<sup>11</sup>。また、リサイクルガイドラインに加えて、公取委が過去に公表している相談事例においても、リサイクルシステム構築に係る相談が多数掲載されています（平成16年度相談事例13<sup>12</sup>、平成18年度相談事例7<sup>13</sup>、及び平

<sup>11</sup> 公取委のこうした試みは国際的にも評価を受けており、グリーンガイドライン、グリーン取組への相談対応、及びグリーン関連市場における実態調査といったツールによるGXへの貢献については、International Competition Network（世界140超の競争当局が加盟する国際フォーラム）が世界銀行と共催する競争アドボカシーコンテストにおいて表彰されています（[https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct\\_dec/files/231018teirei\\_2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct_dec/files/231018teirei_2.pdf)）。

<sup>12</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h17/h16nendomokujih16nendo13.html>

<sup>13</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h19/h18nendomokujih18nendo07.html>

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

成 21 年度相談事例 12<sup>14</sup>等)。リサイクルをめぐる事業活動に関与する事業者としては、これらの回答も参考にしつつ対応を進めていくことが望まれます。

### II. インド競争当局による取引価格の閾値に関するガイダンスを盛り込んだ合併規則案の公表

(藤田、塩崎、高津)

#### 1. はじめに

インド競争委員会 (Competition Commission of India) (以下「CCI」といいます。) は、2023 年 9 月 5 日、2023 年競争法改正法 (Competition (Amendment) Act, 2023) (以下「改正法」といいます。) に関する合併規則案 (Competition Commission of India (Combinations) Regulations, 2023) (以下「合併規則案」といいます。) を公表し、意見募集を実施することを発表しました<sup>15</sup>。なお、意見募集期間は 2023 年 9 月 25 日までとなっており、既に終了しております。

今回の法改正は、2002 年に制定されたインド競争法 (Competition Act, 2002) (以下「2002 年競争法」といいます。) の施行以来の初の大改正であり、改正法の一部の条項は 2023 年 4 月 11 日の大統領の同意を経て 5 月 18 日に既に施行されており、企業結合に関する条項を含む残りの条項は官報への告示をもって施行されることとされています。合併規則案は、改正法により 2002 年競争法が大幅に変更されたことを背景に、2011 年インド競争委員会規則 (結合に関する手続きに関するもの) を廃止しそれに代替するものとして CCI が提案したものです<sup>16</sup>。

本稿では、インドでの企業結合審査に関し、公表された合併規則案を踏まえ、合併規則案が制定・施行された場合に生じる主要な制度改正の概要をご紹介します。

#### 2. 合併規則案の概要

##### (1) 概要

合併規則案において示されている主要な変更点について、①取引価値の閾値基準の導入とその背景、②その他の項目に分類してそれぞれご紹介いたします。

##### (2) 取引価値基準の導入について

2002 年競争法の制定以降、企業結合において CCI に届出が必要となるかは、下表のとおり、当事会社や当事会社グループの資産や売上高を基準に判断することとされてきました。

<sup>14</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h22/h21nendomokuji/risaikuru07.html>

<sup>15</sup> Competition Commission of India, <https://cci.gov.in/stakeholders-topics-consultations> (September 5, 2023)

<sup>16</sup> Competition Commission of India, <https://cci.gov.in/images/stakeholderstopicconsultations/en/bacground-note1697444111.pdf> (September 5, 2023)



## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

届出が必要となる基準				
		資産		売上高
当事会社	インド国内	200 億ルピー超	又は	600 億ルピー超
	インド国内を含む全世界	インド国内で 100 億ルピー超を含む全世界で 10 億米ドル超		インド国内で 300 億ルピー超を含む全世界で 30 億米ドル超
又は				
グループ	インド国内	800 億ルピー超	又は	2,400 億ルピー超
	インド国内を含む全世界	インド国内で 100 億ルピー超を含む全世界で 40 億米ドル超		インド国内で 300 億ルピー超を含む全世界で 120 億米ドル超

かかる基準が定められていたところ、2019年7月26日に Competition Law Review Committee が Ministry of Corporate Affairs に提出したレポート<sup>17</sup>において、Facebook と WhatsApp、Microsoft と LinkedIn 等の企業結合事例を例示して、従来の当事会社やグループの資産・売上高に基づく届出基準では、このような企業結合の場合に被買収会社の資産や売上高が閾値を満たさず CCI に届出を行う必要がないこととなることを懸念し、閾値基準を改正することが提言されました。この提言は、競合となる会社を早い段階で買収して市場における優位性を維持しようとするキラーアキュジションを念頭に置いたものであると考えられます。

これを受け、合併規則案では、従来の基準に加え、Deal Value Threshold (以下「DVT」といいます。) という取引価値基準が新たに設けられました。具体的には、DVT は、①取引価値 (Value of Transaction) が 200 億ルピー (約 350 億円) を超え、②対象会社がインド国内で実質的な事業活動を行っている (Substantial Business Operations in India) 場合であるとしています<sup>18</sup>。そして、①取引価値について、直接的か間接的か、即時払いか後払いか、現金払いかそれ以外かを問わず、全ての対価が含まれ、取引の一部として締結された取り決めや取引実行日から 2 年以内に締結された附随的な技術援助や知的財産権のライセンス付与等の取り決め等も含む包括的な概念として規定されています。また、取引価値が合理的な確実性をもって確定できない場合には届出当事者は取引価値が 200 億ルピーの閾値を超えているものとみなして届出要否を検討することが想定されています。②インド国内での実質的な事業活動該当性については、(a)取引実行日に先立つ 12 か月間において、インドにおけるユーザー数、加入者数、顧客数、訪問者数が、全世界におけるユーザー数、加入者数、顧客数、訪問者数の合計の 10%以上である場合、(b)取引実行日に先立つ 12

<sup>17</sup> Competition Law Review Committee, <https://www.ies.gov.in/pdfs/Report-Competition-CLRC.pdf> (July 26, 2019)

<sup>18</sup> 前注 15 Draft Combination Regulations, 4. "Value of transaction and substantial business operations in India"

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

か月間のインドにおける流通取引総額が、全世界における流通取引総額の 10%以上である場合、又は(c)インドにおける前会計年度の売上高が、全世界における売上高総額の 10%以上である場合に該当すると規定されています。

企業結合の競争当局への届出基準に取引価値基準を追加する動きは、既にドイツやオーストリアで導入されているように、企業結合規制のトレンドとなっており、今般のインドにおける DVT に係る改正はこのトレンドを反映する形の改正と言えます。ちなみに日本でも、公正取引委員会による「企業結合審査の手続に関する対応方針」の 2019 年 12 月の改定において、被買収会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合であっても、買収対価の総額が大きく、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には公正取引委員会が当事会社に対し資料の提出を求め、企業結合審査を行うことを明確にしています<sup>19</sup>。インドにおけるスタートアップ市場の隆盛は世界で注目されており、投資案件の活況が見込まれるところ、DVT の導入により今後は CCI へ届け出る可能性が高まる点には一定の留意が必要です。

### (3) その他の項目

届出基準に関する DVT の導入のほか、改正法によるインドの企業結合届出に関する制度改正のうち主要なものについて、関連する合併規則案とともに紹介いたします。

#### ア CCI 承認前の取得上場株式に係る議決権行使等

改正法において、CCI に届け出ることなく、公開買付けや市場での取引を通じて上場株式や上場有価証券を取得することが新たに認められました。合併規則案では、買収会社がいかなる方法によっても被買収会社に影響を与えない場合、当該取得から 30 日以内に CCI に通知することで、CCI の承認を得る前であっても、配当等の経済的利益の享受や取得した株式等の処分等が可能であることが明確にされています<sup>20</sup>。日本とは異なる制度ですが、上場株式取得における制度改正であり、インドにおいて競争法クリアランスが取得できないことによって取引実行のスケジュールが困難になるという事態を回避できるようになる改正点であると考えられます。

#### イ 届出待機・審査期間の短縮化及び審査の多層化

改正法では、2002 年競争法において 210 日とされた待機期間が 150 日に短縮することとされた上、届出当初の審査期間は 30 日とされました。もっとも、合併規則案では、届出を受領した CCI が 10 営業日以内に届出当事者に対して届出の欠陥について通知した場合、30 日間の審査期間が開始されないことが明らかになってお

<sup>19</sup> 公正取引委員会「企業結合審査の手続に関する対応方針」<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html>

<sup>20</sup> 前注 15 Draft Combination Regulations, 5."Form of notice for the proposed combination"

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

り<sup>21</sup>、改正により直ちに承認を得られるまでの期間全体の短縮につながるわけではない点に注意が必要です。

### ウ 届出手数料の引き上げ

CCI への届出は Form I (通常の様式) 又は Form II (水平方向の重複により市場シェアが 15%を超える場合又は垂直方向の重複により市場シェアが 25%を超える場合の様式) で行うところ、合併規則案では、Form I の届出手数料が 200 万ルピーから 300 万ルピーに、Form II の届出手数料が 650 万ルピーから 900 万ルピーに引き上げられることが示されています<sup>22</sup>。

### 3. おわりに

改正法や合併規則案は、長年改正が行われていなかったインドにおける企業結合規制をアップデートするもので、DVT の導入等、インドへの投資やインド子会社を有する会社への M&A を実行する場合に注意を要する重要な内容を含むものであるといえます。現時点において意見募集期間終了後の具体的なアナウンスは CCI からなされていませんので、引き続き CCI の動向を注視する必要があると考えられます。

<sup>21</sup> 前注 15 Draft Combination Regulations, 7. "Prefiling consultation"

<sup>22</sup> 前注 15 Draft Combination Regulations, 11. "Amount of Fee"

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

### セミナー情報

- セミナー 『第 5373 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コロナ後のカルテル対応とリスク管理ー令和元年改正後の実務を踏まえた執行への対応とコンプライアンスー』  
開催日時 2023 年 12 月 13 日（水）13:30～15:30  
講師 柿元 将希  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

### 文献情報

- 論文 「令和 5 年改正不正競争防止法の概要について」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.35 No.12  
著者 佐々木 奏